

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 6 条の規定に基づき、神戸市立中央市民病院整備運営事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定したので、同法第 8 条第 1 項の規定により、特定事業の選定における評価の結果を公表する。

平成 18 年 11 月 13 日

神戸市長 矢田立郎

特定事業の選定について

第 1 事業の概要

1 事業名称

神戸市立中央市民病院整備運営事業

2 事業目的

神戸市(以下「市」という。)においては、これまで、中央市民病院が市の基幹病院として重要な役割を担い、総合的な市民病院として標準的な医療を提供してきたほか、救急医療、高度医療、感染症医療などの行政的医療・不採算医療を提供するとともに、災害拠点病院、エイズ治療拠点病院としての公的使命を果たしてきた。

特に、神戸医療圏における救命救急センターとして、24 時間 365 日、初期から 3 次までの救急医療体制を整備し、市民の安全・安心を守る最後の砦としての役割を果たすとともに、全国の自治体立病院の中でも有数の医療機能を駆使した高度医療の提供に努めるなど、市民から高い信頼を得てきたところである。

しかしながら、昭和 56 年に現在地に開設して以来 26 年目を迎え、施設・設備面での経年劣化や老朽化が進んでいることや、この間の医療技術の進歩に応じた最新の医療設備の導入や、患者のプライバシーへの配慮など多様化する患者ニーズ等に的確に対応していくことが困難となってきた。

そこで、日々進歩する医療技術に適切に対応し、今後も市の基幹病院として、より高度な医療を提供していくとともに、多様化する患者ニーズを的確に捉え、患者の視点にたったソフト、ハードを備え、市民の求める医療を提供していくために、新たに移転新築により整備を行うこととした。

また、新病院の整備・運営を実施していくに当たっては、PFI 法に基づく事業(以下「PFI 事業」という。)として手続を進め、民間事業者の経営・技術的ノウハウを活用し、市と協働で、時代のニーズにあった最適な患者サービスを提供することや、施設整

備から維持管理、運営までを含めた事業全体の効率化を図ることで、質の高い病院サービスの提供を図っていく。

本事業は、神戸医療圏の中心を担う病院として、提供する医療内容や質、治療成績、患者サービスに関し、これまで同様、神戸市民の信頼と期待に応えるとともに、より良い医療を求める全ての医療従事者や患者にとって、21世紀のアジアのリーディングホスピタルとして、モデルケースとなる病院の整備、運営を目指すものである。

3 事業概要

(1) 対象となる公共施設等の種類

病院施設及び附属施設（以下「病院施設等」という。）

(2) 事業実施場所

神戸市中央区港島南町2丁目

(3) 事業範囲

ア 統括マネジメント業務

イ 施設設計・建設業務

(ア) 事前調査業務

(イ) 設計業務（基本設計・実施設計）

(ウ) 建設業務

(エ) 工事監理業務

(オ) 周辺影響調査・対策業務

(カ) 電波障害調査・対策業務

(キ) 設計・建設業務等に伴う各種申請等業務

(ク) 補助金・交付金・許認可等申請補助業務

ウ 施設維持管理業務

(ア) 施設メンテナンス業務

(イ) 警備業務

(ウ) 清掃業務

エ 医療情報システム構築・運營業務

(ア) 医療情報システム構築業務

(イ) 医療情報システム運営・保守業務

オ 物流管理運營業務

カ 顧客サービス業務

(ア) 総合案内業務

- (イ) 電話交換業務
- (ウ) 市民健康ライブラリー運営業務
- (エ) 利便施設運営業務

キ 医療関連サービス業務

- (ア) 検体検査業務
- (イ) 食事の提供業務（患者給食）
- (ウ) 滅菌消毒業務
- (エ) 洗濯業務
- (オ) 医療機器保守点検業務
- (カ) 医療関連事務業務
- (キ) メディカル・アシスタント業務

ク 移行支援業務

- (ア) 医療機器調査・調達支援業務
- (イ) 什器備品調査・調達支援業務
- (ウ) 開院前リハーサル支援業務
- (エ) 引越し支援業務

(4) 事業方式

本事業の事業方式は、事業者が PFI 法に基づき病院施設等の設計、建設、工事監理を行い、市に所有権を移転し、事業期間を通して維持管理、運営業務を行う方式（BTO：Build-Transfer-Operate）とする。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は契約締結日（平成 19 年 12 月予定）から、平成 53 年 3 月 31 日までとする。（設計・建設期間は約 3 年 3 ヶ月間、維持管理・運営期間は 30 年間と想定している。）

第2 市が自ら事業を実施する場合とP F I方式により実施する場合の評価

1 経費算出による定量的評価

(1) 算出に当たっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の財政負担額とP F I方式により実施する場合の財政負担額の比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。

項目	市が自ら実施する場合	P F I方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	建設費（設計費等を含む） 維持管理・運営費 起債金利	サービス購入費 ・施設設計・建設業務 ・維持管理・運営業務 起債金利 アドバイザー費用 モニタリング費用
共通条件	施設内容： ・病院施設（64,000 m ² ） ・院内保育所（750 m ² ） ・病床規模（640床） ・外来規模（2,000人/日） 物価変動：考慮しない 割引率：3%	
施設設計・建設業務に関する費用	市及び他の自治体等の同種の公共施設の実績並びに近年の価格水準を勘案して設定した費用	先行するP F I案件の実績を勘案し、民間事業者の創意工夫によるコスト削減を想定して設定した費用
その他、維持管理・運営業務に関する費用	現中央市民病院における経費実績並びに近年の価格水準を勘案して設定した費用	先行するP F I案件の実績を勘案し、民間事業者の創意工夫によるコスト削減を想定して設定した費用

(2) 算出方法及び評価の結果

算出に当たっての前提条件を基に、市が自ら実施した場合の財政負担額とP F I方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を市が自ら事業を実施する場合に比べ、P F I方式により実施する場合には、事業期間中の財政負担額について約8%の削減を期待することができる。

2 P F I方式により実施することの定性的評価

本事業においてP F I方式を用いた場合、以下の定性的評価が期待できる。

(1) 設計、建設及び運営の一体化による施設整備及び運営の効率化

設計、建設及び運営をP F I事業として一体化することにより、患者に対する医療サービスの効果的な提供や、病院関係者の良好な就業環境等に十分配慮した施設整備が行われ、民間のノウハウや創意工夫を活用した質の高い病院の整備が期待できる。

また、施設維持管理業務を包括的に事業者が行うことにより、ライフサイクルコストの視点で最適な施設の整備・運用が行われることが期待できる。

(2) 市と民間の適切な役割分担によるサービス水準の向上

これまで市が個別の委託業者と行っていた医療関連の各種運営業務について、P F I手法の導入により、事業者が総合的に管理することになる。このため市は、事業者との適切な役割分担により病院運営の核となる診療業務に集中することができる一方、事業者は委託された医療周辺業務について創意工夫を図り効率的に対応することとなり、この結果、病院全体のサービス水準の向上が期待できる。

(3) 医療関連の各種運営業務の長期包括契約による業務の効率化と質の向上

これまで単年度契約により個別発注していた医療関連の各種運営業務は、長期包括契約として事業者に委ねることになる。この結果、事業者の創意工夫による品質確保と費用の最小化への取り組みにより、各業務で重複していた作業の一元化や、各種業務のスムーズな連携・調整により、病院全体としての業務の効率化やサービス水準の向上が期待できる。

(4) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づき、あらかじめ発生するリスクを可能な範囲で設定し、その責任分担を市と事業者との間で明確化することで、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

(5) 成長と変化に対応した質の高い病院運営の継続

事業者は、市との密接なパートナーシップ関係のもとで、モニタリングの仕組みを構築することにより、質の高い病院運営の実現のためにノウハウを発揮し、弾力的なサービスの見直しや効率化に取り組むこととなる。このため、医療ニーズや社会情勢、医療制度等の変化や、業務関連の市場環境の変化等に対して、迅速、的確に対応することが期待できる。

3 総合的評価の結果

定量的評価及び定性的評価による総合的評価として、本事業をPFI事業として実施することにより事業全体を通じて民間事業者の効率的、効果的なノウハウの活用が可能となり、財政負担額の縮減、サービス水準の向上が期待できる。

以上の結果、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認められるため、本事業をPFI法第6条に基づき、特定事業として選定する。